

朝倉市内 事業主の皆様へ

## 小規模事業者持続化補助金の追加募集を開始しました

平成29年7月5日から九州北部地方で発生した豪雨による甚大な被害により、顧客や販路の喪失という状況に直面した小規模事業者が、商工会・商工会議所の助言などを受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用の2/3を国、1/12を県で補助します。(実質3/4補助)

- ◆今回の豪雨により事業用資産に損壊等の直接被害が生じた事業所のほか、朝倉市・東峰村に限り、今回の豪雨の影響で売上減の間接被害が生じた事業者も含まれます。
- ◆本補助金の支援対象は、今回の豪雨の影響を受けた小規模事業者の販路開拓の取組み等であり、被災した事業用資産の単なる復旧・買換え費用に対する補助ではありません。
- ◆この補助金は、必ず採択されるものではありません。
- ◆補助金要領・申請書のダウンロード及び印刷は、「福岡県商工会連合会」で検索して下さい。



締切

- ◆第1次 平成29年 9月 8日 (金)
  - ◆第2次 平成29年10月13日 (金)
- ※当商工会への申請書提出が義務となります。

補助対象者	<p style="text-align: center;"><b>商工会地区で事業を営む小規模事業者</b></p> <p>※小規模事業者とは                  卸売業・小売業 常時使用する従業員の数 5人以下                  サービス業(宿泊・娯楽業以外) 常時使用する従業員の数 5人以下                  サービス業のうち宿泊・娯楽業 常時使用する従業員の数 20人以下                  製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下                  ※商工会議所の管轄地域で事業を営む方は、別途、商工会議所が公表する公募要領をご覧ください。</p>
補助対象事業	策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組みであること。あるいは、販路開拓等の取組みとあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組みであること。
補助率等	<p>補助上限額 国 1,000,000円 (補助率2/3)</p> <p>県 125,000円 (補助率1/12)</p>
補助対象経費	①機械装置等費：事業の遂行に必要な機械装置等購入に要する経費 ②広報費：パンフレット、ポスター、チラシ及び広報媒体を活用するための経費 ③展示会等出展費：新商品等を展示会・商談会等に出展するための経費 ④旅費：事業遂行に必要な情報収集や調査のための経費 ⑤開発費：試作開発に伴う原材料等の経費 ⑥資料購入費：事業遂行に必要不可欠な図書等を購入する経費 ⑦雑役務費：補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者に要する経費 ⑧借料：事業遂行に直接必要な機材等のレンタル経費 ⑨専門家謝金：事業遂行ために専門家等に謝礼として支払われる経費 ⑩専門家旅費：上記専門家等に支払われる旅費 ⑪車両購入費：補助事業で取組む特定業務のみに用いる車両購入費(条件あり) ⑫委託費：事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するための経費 ⑬外注費：補助事業に要するが、①から⑫に該当しない経費

申請書提出先・問合せ先

朝倉市商工会 本所 朝倉市宮野2053-2 TEL: 52-0021  
 杷木センター 朝倉市杷木池田752 TEL: 62-0473